

4 自動車交通公害関係資料

表 4-1 自動車排出ガス規制の推移

種別 区分	新 車	使用過程車
昭和47年度以前	(1) ガソリン・LPG車の一酸化炭素規制 (4モード濃度規制) $\left\{ \begin{array}{l} \text{LPG車 } 1.5\% \\ \text{ガソリン車 } 2.5\% \end{array} \right.$ (2) ガソリン・LPG車のブローバイガス、 蒸発ガス規制 [0g/テスト] (3) 軽油車のジーゼル黒煙規制 [ろ紙の汚染度 50%]	ガソリン・LPG車(軽自動車を除く。)の一酸化炭素規制 (アイドリング時の一酸化炭素 4.5%) (ただし、昭和47年9月までは 5.5%)
昭和47年12月告示	ガソリン・LPG車の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物規制 ① 軽量車 (10モード重量規制) ② 重量車 (6モード濃度規制) (低減率(ガソリン乗用車の場合)) $\left\{ \begin{array}{ll} \text{一酸化炭素} & 10.2\% \\ \text{炭化水素} & 21.4\% \\ \text{窒素酸化物} & 29.0\% \end{array} \right.$	軽自動車の一酸化炭素規制 [アイドリング時の一酸化炭素 4.5%]
昭和48年1月告示		ガソリン・LPG車に対する減少装置の取付け等の規制 (低減率) ① 点火時期調整 $\left\{ \begin{array}{ll} \text{炭化水素} & 6\% \\ \text{窒素酸化物} & 18\% \end{array} \right.$ ② 点火時期制御装置 $\left\{ \begin{array}{ll} \text{炭化水素} & 10\% \\ \text{窒素酸化物} & 23\% \end{array} \right.$
昭和49年5月告示	軽油車の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物規制 (6モード濃度規制) (低減率) $\left\{ \begin{array}{ll} \text{一酸化炭素} & 5\% \\ \text{炭化水素} & 10\% \\ \text{窒素酸化物} & 20\% \end{array} \right.$	(1) ガソリン・LPG車(乗用車のみ)の炭化水素規制 (アイドリング時) $\left\{ \begin{array}{ll} \text{4サイクル} & 1200\text{ppm} \\ \text{2サイクル} & 7800\text{ppm} \\ \text{特殊エンジン} & 3300\text{ppm} \end{array} \right.$ (2) 軽油車のジーゼル黒煙規制 [無負荷急加速時 ろ紙の汚染度 50%]
昭和50年度規制	ガソリン・LPG車(軽量車)の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物規制強化 (低減率(ガソリン乗用車の場合)) $\left\{ \begin{array}{ll} \text{一酸化炭素} & 89.8\% \\ \text{炭化水素} & 93.3\% \\ \text{窒素酸化物} & 60.9\% \end{array} \right.$	

種別		新車	使用過程車
区分			
昭和51年度規制	昭和50年2月告示	ガソリン・LPG車(軽量車)の窒素酸化物規制強化 ① 等価慣性重量1トン以下 [低減率(ガソリン乗用車の場合) 80.5%] ② 等価慣性重量1トン超過 [低減率(ガソリン乗用車の場合) 72.3%] 2サイクル車の炭火水素規制強化 [低減率 76.2%]	ガソリン・LPG車(トラック等)の炭火水素規制 (アイドリング時) 4サイクル 1200ppm 2サイクル 7800ppm 特殊エンジン 3300ppm
昭和52年度規制	昭和51年12月告示	2サイクル車の炭火水素規制強化 [低減率 98.7%] ガソリン・LPG車(重量車)の窒素酸化物規制強化 [低減率 41.0%] 軽油車の窒素酸化物規制強化 (低減率) 直噴式 32.5% 副室式 32.4%	
昭和53年度規制	告示	ガソリン・LPG車(乗用車)の窒素酸化物規制強化 [低減率(ガソリン乗用車の場合) 91.9%]	
昭和54年度規制	昭和53年1月告示	ガソリン・LPG車の窒素酸化物規制強化 (低減率) 軽量車 67.4% 中量車 60.9% 重量車 58.1% 軽油車の窒素酸化物規制強化 (低減率) 直噴式 43.9% 副室式 39.6%	
昭和56年度規制	昭和54年8月告示	ガソリン・LPG車(軽量車・中量車)の窒素酸化物規制強化 (低減率) 軽量車 80.5% 中量車 70.7%	

種別		新車	使用過程車
区分			
昭和57年規制	昭和55年9月告示	ガソリン・LPG車（重量車・軽貨物）の窒素酸化物規制強化 （低減率 重量車 71.4% 軽貨物 70.7%） 軽油車（副室式）の窒素酸化物規制強化 [低減率 48.4%]	
昭和58年規制	昭和56年8月告示	軽油車（直噴式）の窒素酸化物規制強化 [低減率 51.2%]	